

広島大学 ハラスメント防止講演会

大学における

ハラスメント防止の必要性と対策

ーコンプライアンスの観点からー

■ 開催日時 2009年2月12日(木) 18:00~19:30  
広島大学 霞キャンパス 歯学部A棟6階 大講義室

2009年2月13日(金) 10:00~11:30  
広島大学 東広島キャンパス 中央図書館ライブラリーホール

■ 講師 若林 実 氏  
弁護士、NAAH(アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク)理事

■ 主催 広島大学 ハラスメント相談室  
お問い合わせ先 電話 082-424-5689  
メール harass@office.hiroshima-u.ac.jp

■ 講演内容 ハラスメントとはどのようなものか。ハラスメントの本質や各種ハラスメントの異同。ハラスメントによる大学の損失。「コンプライアンス」からみたハラスメント、大学としてハラスメントにどのように取り組むか。いわゆる「逆ハラ」について、お話していただきます。

■ 講師紹介 若林 実  
昭和29年10月生まれ。昭和52年3月早稲田大学法学部卒業。平成2年4月~同4年3月最高裁判所司法研修所所属司法修習生。平成4年4月弁護士業務開始。平成18年6月若林法律事務所独立開業、現在に至る。弁護士開業後、人権・労働問題を主として取り扱い、その中でアカハラ問題にも携わることとなり、2004年NAAH(アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク)理事となり、以後アカハラについて弁護士として自覚的に活動を続けている。